

学者村たより



2025年8月11日発行 通巻28号

発行:信州・長和町 学者村別荘地オーナーの会

誕生から今日までの学者村別荘地とオーナーの会の歩みを振り返ってみました。
オーナーの会は、自治会や管理組合ではありません。入退会は自由、会員の義務はなく会費もいただきません。皆様からの募金や寄付金で運営しています。

学者村別荘地オーナーの会 事務局所在地: 1期C50 (葉山)

メール arsidean@kokuyou.ne.jp ☎ 050-3583-6619

1965年	昭和40年	“いざなぎ景気”が始まる
1967年		学者村別荘地の開発調査計画
1968年		第1期別荘地の造成及び借地権分譲開始 学者村別荘地誕生
1987年		総合保養地域整備法、通称「リゾート法」制定 現在の「総合管理センター」建物が完成
1988年		1期管理事務所を「憩いの広場」にする
1989年		「憩いの広場」の名称が「山の家」に決まる
平成元年		消費税(税率3%)導入 管理費にも消費税が課税されるはずだが、はて、どうした?
1990年		大蔵省銀行局長通達「土地関連融資の抑制について」 バブル崩壊後の「失われた10年(20年・30年)」を招来
1992年		笠取峠バイパスが開通
1997年		消費税が5%になる
1998年		「やすらぎの湯」「マルメロの駅ながと」オープン
2000年		ごみの分別収集が始まる(ごみ集積所が3か所に整理される)
2001年		「学者村住民と町幹部との懇談会」 「学者村住民と町幹部との懇談会」
2002年		住民主体の「学者村の景観を考える会」の設立が提唱される。 「学者村の景観を考える会」アンケートを実施
2005年		<長和町誕生> 学者村季節バスの試験的運行を開始
2011年	3月11日	東日本大震災
2012年		
2013年		「管理費請求見送りの文書」の存在が明るみに出る 「学者村たより」の定期発行を開始
2014年		消費税が8%になる 管理費額の不平等が発覚 ⇒ 副町長の指揮で是正の取り組みが始まる 「学者村の明日を考える委員会」初会合 7月19日 学者村別荘地オーナーも委員として4名参加する。
2016年		「学者村別荘地の管理・運営の改善についての説明会」 8月10日13時30分から 長門町民センター集會ホールで開催 ⇒ 5年計画で管理費の平準化が始まる 管理費に掛かる消費税を外税で徴収することに変更
2017年		直営別荘地総合管理センターに組織統合 ⇒ ☆初めて、別荘係職員が管理センター常駐になる 3月23日「学者村の管理運営にかかる(定住者向け)説明会」
2018年		「長和町直営別荘地に関する条例」制定 「長和町学者村別荘地管理運営規則」制定 「長和町直営別荘地経営委員会」設置
2019年	令和元年	消費税が10%になる 「学者村別荘地オーナーの会」発足 学者村は宅地開発された住宅地ではなく、地目山林にある別荘地です。 別荘地なので、年に数日か短期間の利用が一般的ですが、365日滞在(定住者含む)する方もおられます。利用の仕方はオーナーさんそれぞれですが、同じ別荘地オーナーであり、オーナーとしての権利も受けるサービスも同等のではありません。別荘地オーナーがつくる会であることをはっきり示すため、会の名称を「景観を考える会」から「オーナーの会」に変更しました。
2020年		オーナーの会主催「学者村別荘地オーナー懇談会2019」開催 長和町から副町長、別荘担当課長・係長、企画財政課が出席 新型コロナウィルスの蔓延を受け 学者村祭りが中止
2022年		10月10日「秋の定例会」と「交流会」を開催 町から ☆若狭の決断、ゴミ集積場に監視カメラを設置
2023年		5月2日「オーナーの会 春の定例会」開催 夏のイベントを再開「オーナー交流会」 *毎年8月11日に開催することを決定 ☆「山の家」代替施設の建設 8月11日の「夏のイベント」でお披露目 10月1日からインボイス制度開始 町内巡回バスが「デマンド方式」に変わる 別荘地も対象エリアに! 「山の家」に代わる施設「風の庭」が完成
2024年		8月11日 夏のイベント「第2回 オーナー交流会」開催 12月「山の家」の解体・撤去 ☆行政としては異例の速さで「山の家」解体・撤去と代替施設の建設が行われた
2025年		8月11日 夏のイベント「第3回 オーナー交流会」開催

学者村別荘地の謳い文句は

『溢れる豊かな自然をより多くの方々へ提供することができたらと考え、昭和42年、その名も《学者村》として、四季折々の美しい自然を末長く保護・保存するため町営の別荘地を開発しました。』です。

「学者村の景観を考える会」の設立趣旨

学者村別荘地の景観を維持し荒廃を防ぐため、環境の整備について住民、所有者、管理者、行政に対し問題を提言し、実施に際しては積極的に協力する。それにより、各人が学者村での別荘ライフ・永住ライフをより実りあるものとし、持続的に楽しめるようにすることを目的とする。
*重点課題「景観の保全・再生活動」と「日常生活化現象対応の改善活動」に絞り込み、それに「啓蒙・普及活動」「人生を豊かにするネットワーク作り」

開発区域別	会の趣旨に賛同		賛同しない
	会に参加	会不参加	
学者村第1期	54(7)	72(23)	6(5)
学者村第2期	41(6)	41(9)	7(4)
学者村第3期	51(5)	59(10)	3(1)
学者村第4期	19(2)	28(11)	3(3)
合計	165(20)	200(32)	19(13)
賛同者合計	365名		

アンケート配布数
約1900枚

4期オーナーにのみ「当面、管理費の徴収を見合わせる」の通知が送付される。
4期以外のオーナーが知らないところで起きていたことを1期のあるオーナーが偶然に知ることとなり、町役場に向き、町長・副町長に問題を提起する。

委託業務内容と実際に行なっている管理業務に隔たりがあり、
いろいろな矛盾、不具合、課題が浮き彫りになる。
これらを行政の不適切な事務処理に起因するものと認め、
説明会で町長が陳謝し、改善を約束する。

直営別荘地を常に良好な状態で維持・管理するために必要な事項を定める

町が請け負う管理業務を明確にする

将来にわたって健全に管理され安定した経営が持続されるための計画立案などを行う

消費税が10%になる

<学者村別荘地オーナーの会>発足

学者村は宅地開発された住宅地ではなく、地目山林にある別荘地です。
別荘地なので、年に数日か短期間の利用が一般的ですが、365日滞在(定住者含む)する方もおられます。利用の仕方はオーナーさんそれぞれですが、同じ別荘地オーナーであり、オーナーとしての権利も受けるサービスも同等のではありません。別荘地オーナーがつくる会であることをはっきり示すため、会の名称を「景観を考える会」から「オーナーの会」に変更しました。

学者村別荘地オーナーの会は、学者村別荘地の資産価値を維持し、より魅力的な別荘地を目指すため、別荘地所有者、管理者、行政当局に対し様々な情報を提供するとともに、管理者及び行政に対しては建設的な提言をします。この活動により、継承世代も学者村での別荘ライフ・永住ライフを持続的に楽しめるようにすることを目的とします。また、オーナー間の情報交換や親睦の場として各種行事を企画開催します。オーナーの会が主催する「定例会」やイベントなどは、休日や長期滞在しやすい時期に開催するようにしています。定住者(町民など)だけでなく多くのオーナーさんが参加しやすいようにと考えてのことです。

オーナーの会主催「学者村別荘地オーナー懇談会2019」開催
長和町から副町長、別荘担当課長・係長、企画財政課が出席

*別荘係から学者村別荘地のこれまでの取組みについて
*学者村別荘地管理運営についての経過報告 *意見交換

☆この頃から、新規オーナーさんから連絡いただき、会員になってくださるケースが急増する

10月10日「秋の定例会」と「交流会」を開催 町から

*管理費平準化後の状況、「長和町別荘地マスタープラン」策定後の取組みの報告

☆若狭の決断、ゴミ集積場に監視カメラを設置

☆立科・ツルヤマまでの通年運行が実現。初めて2期の上までバス路線に組み込まれた。

5月2日「オーナーの会 春の定例会」開催

「山の家」が危険建造物扱いになり使用できないため総合管理センター前広場で行う。

夏のイベントを再開「オーナー交流会」

*毎年8月11日に開催することを決定

☆「山の家」代替施設の建設 8月11日の「夏のイベント」でお披露目

10月1日からインボイス制度開始

町内巡回バスが「デマンド方式」に変わる 別荘地も対象エリアに!

「山の家」に代わる施設「風の庭」が完成

<オーナーの会からの要求> 2025年5月2日「春の定例会」

1. ごみの収集・ごみ集積所の改善 ☆ゴミ集積所の管理体制を強化

*わかりやすい説明や表示の工夫などに努めてほしい

*新しいオーナーに周知されていない事などもあり、何が正解か戸惑う。

*ゴミ集積所の増設設置 or/and ゴミの回収サービス新設

2. 交通安全対策 ☆別荘地出入口と国道との交差点の安全対策

*車両の接近を知らせる装置の設置 *国道を走る車への<注意喚起>方法の改善

*視界を遮る設置物や樹木などの排除 *カーブミラーや標識などの設置

3. 管理が行き届いた美しい学者村に ☆管理委託契約に謳っている管理業務の充実

本日の「オーナー交流会」で回答もしくは進捗報告があることを期待